

# 調布市避難行動要支援者 避難支援プラン (総合計画)

(素案)

(令和7年 月改定)

調布市

# 目次

## 第1章 総則

1 計画の策定に当たって .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者 .....	3
4 調布市における避難行動要支援者の範囲 .....	3
5 地域における支援体制の考え方 .....	4
6 対象とする災害 .....	5
7 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係性について .....	5

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成と活用

1 避難行動要支援者名簿とは .....	6
2 避難行動要支援者名簿の対象者 .....	6
3 避難行動要支援者名簿の作成・提供・活用 .....	7

## 第3章 個別避難計画の作成と活用

1 個別避難計画とは .....	12
2 個別避難計画の作成対象者 .....	12
3 個別避難計画の作成の取組方針 .....	13
4 作成の基本的な流れ .....	15
5 個別避難計画の作成や共有に関わる関係者との連携 .....	18
6 個別避難計画の様式と内容 .....	19
7 個別避難計画の管理と更新 .....	20
8 個別避難計画を活用した支援 .....	21
9 個別避難計画と個別支援計画の関係性について .....	21

## 第4章 市における避難支援体制

1 庁内体制の整備 .....	23
2 平時からの取組 .....	24
3 災害時の対応 .....	25

## 第5章 地域における避難支援体制

1 平時からの取組.....	28
2 災害時の取組.....	31

## 第6章 避難支援プランの推進

1 推進体制.....	32
2 周知・啓発.....	32
3 避難支援プランの見直し.....	32

## 参考資料

個別避難計画の様式.....	33
----------------	----

# 第1章 総則

## 1 計画の策定に当たって

### (1) 計画の目的

近年、東日本大震災、令和元年台風19号、集中豪雨等による都市型水害及び土砂災害、令和6年1月1日に発生した能登半島地震など、全国で大規模災害が頻発しています。このような災害時の犠牲者の多くが高齢者や障害者である現状から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが一層重要となっています。

「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」(以下「避難支援プラン」という。)は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、市における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、要支援者の自助・地域(近隣)の共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

### (2) 計画策定の背景

市は、地域における要支援者への避難支援体制の構築を推進するため、平成22年7月の「調布市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」を皮切りに、「行動計画(住民編)」、「行動計画(庁内編)」を順次策定し、総合的に取組を進めて参りました。その後、災害対策基本法の改正や調布市地域防災計画の修正に伴い、平成29年3月に3計画を再編・統合し、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」を策定しました。

### (3) 計画改定の趣旨

令和元年台風19号による被害を踏まえ、国は、有識者会議において要支援者支援における制度面の改善の方向を示しました。これを受けて、令和3年5月には災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が各自治体に努力義務化されるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(以下「国取組指針」という。)が改定されました。

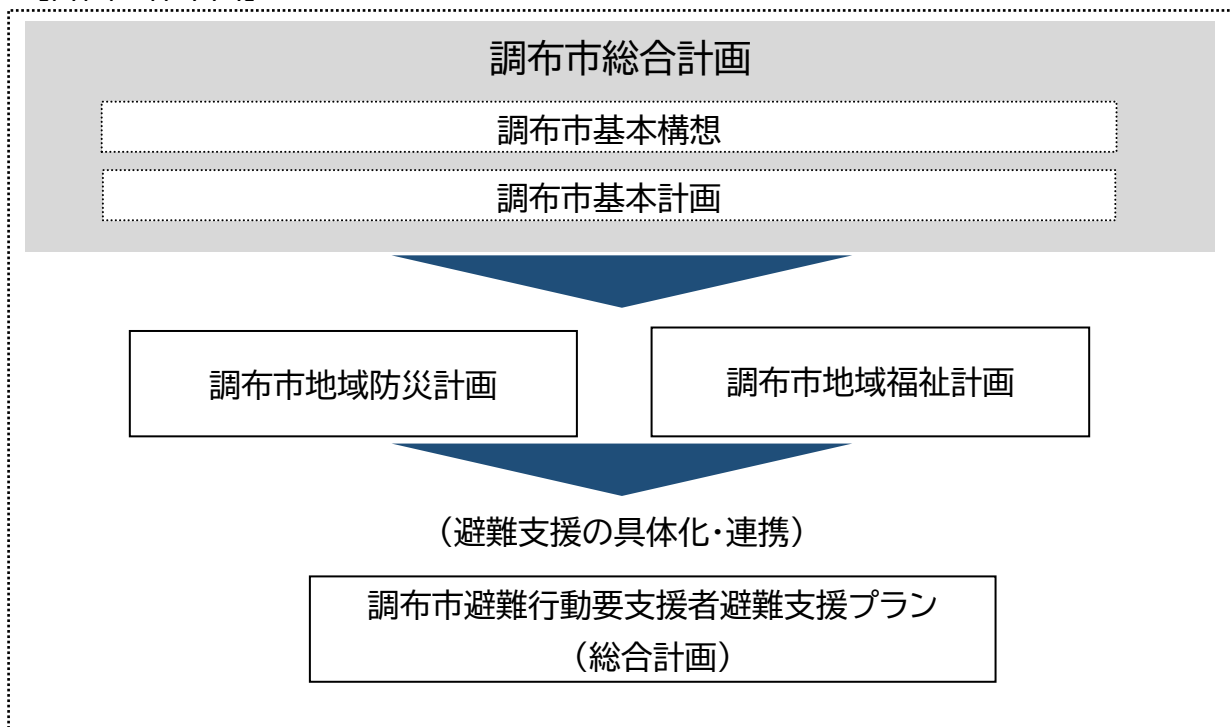
市は、こうした国の動向に対応するとともに、上位計画である調布市地域防災計画で示した要支援者支援における取組を具体化するため、避難支援プランを改定します。

## 2 計画の位置付け

避難支援プランは、調布市総合計画を最上位の計画としながら、調布市地域防災計画の要支援者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものです。

また、地域における支え合いの仕組みづくりの視点から、調布市地域福祉計画と連携します。

### 【計画の体系図】



### 調布市地域防災計画と避難支援プランとの関係

(調布市地域防災計画において特に避難支援プランとの関わりが深い箇所)

震災編 「第2部第9章第5節 2 要支援者への支援体制の整備」

風水害編「第2部第6章第3節 1 調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)の推進」

(調布市地域防災計画に記載されている内容(抜粋))

調布市では、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」を策定し、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備等を推進しています。

そのため、避難行動要支援者への支援体制の整備等についての基本となる事項をこの地域防災計画に定め、避難行動要支援者の支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項等の詳細や避難行動要支援者の支援に必要なその他の事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」に定めます。

### 3 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者

避難支援プランでは災害対策基本法を踏まえて、要支援者等について以下のとおり、用語を定義しています。

#### 【用語の定義】

	用語	定義
1	要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。
2	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者
3	避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

### 4 調布市における避難行動要支援者の範囲

国取組指針では、高齢者や障害者等の避難能力について、以下の点に着目して判断することを想定しています。

- ・警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ・避難行動を取る上で必要な身体能力

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るものであることとしています。

これらを踏まえて、市における要支援者の範囲については、調布市地域防災計画で次のとおり定めています。

#### 【避難行動要支援者の範囲】

高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋

## 5 地域における支援体制の考え方

災害から身を守るためには、なによりもまず、市民一人ひとりが普段から災害に備え、災害時に適切な対応と行動をとること(自助)が大切です。次に、被害の状況に応じて、救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所をはじめとした地域における初動の取組(共助)が求められます。

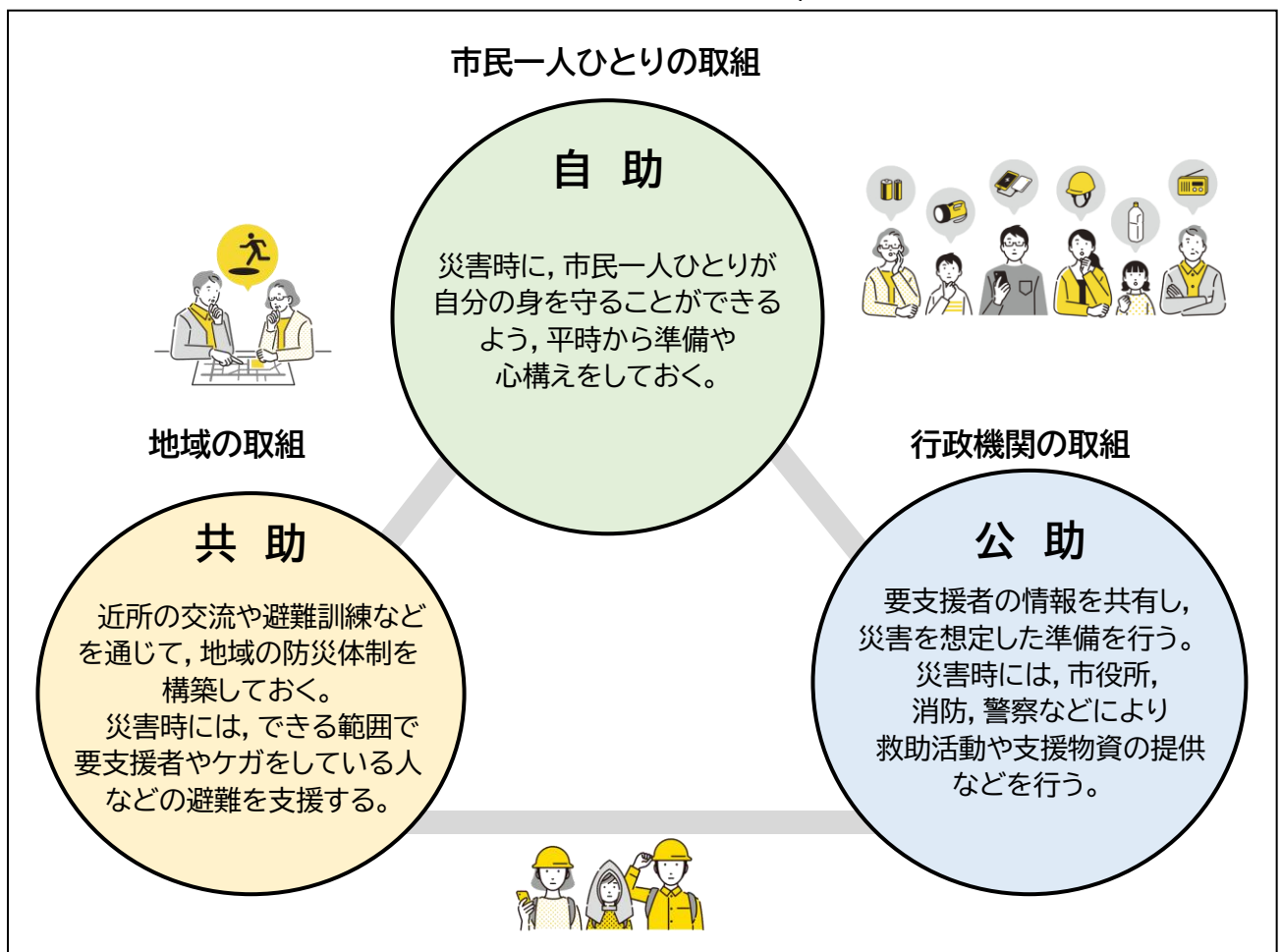
一方で、大規模災害時には、行政機関による救援体制(公助)が整うまでに時間を要することも想定されます。

そのため、この計画では、平時から、要支援者やその家族等も含めて、一人ひとりが出来る範囲で災害時の備えに取り組むことをはじめ、避難支援等関係者に市が要支援者名簿を提供することや、個別避難計画の作成を推進することなどを通じて、地域における自助・共助の輪を広げていきます。

また、市は自助の啓発や共助の体制づくりの支援について取り組み、災害時の自助・共助・公助の連携を図ります。

### 【自助・共助・公助の取組】

(自助・共助・公助がそれぞれの役割を發揮していけるよう、平時から取り組みます)



## 6 対象とする災害

避難支援プランは、災害対策基本法第2条第1項に定義されている「災害」を対象とします。

### 災害の定義

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいいます。(災害対策基本法第2条第1項)

## 7 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係性について

市は、調布市地域防災計画に基づき、要支援者の把握に努めるため、避難行動要支援者名簿の作成を進め、また作成の際には避難支援等関係者への情報提供についての同意確認を行っており、平時から名簿情報を避難支援等関係者に提供しています。

さらに、我が国では近年の災害において高齢者や障害者が犠牲となり続けていることから、国においては、災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするために、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、要支援者一人ひとりに「個別避難計画」を作成することが市町村の努力義務となりました。

この改正を受けて、市は、要支援者について、個別避難計画の作成を推進します。

個別避難計画の作成推進に当たっては、防災分野と福祉分野の連携や庁内体制の整備に努めるとともに、重要とされている福祉専門職等の参画にも取り組みます。

※ 避難行動要支援者名簿の詳細については、第2章「避難行動要支援者名簿の作成と活用」を参照してください。また、個別避難計画の概要や意義等の詳細については、第3章「個別避難計画の作成と活用」を参照してください。



## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成と活用

### 1 避難行動要支援者名簿とは

市は、災害対策基本法に基づき、要支援者について、避難の支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しています。

また、名簿の対象者のうち、同意を得られた方の名簿情報については、平時から避難支援等関係者に提供し、日頃からの交流を通じた、災害に対する助け合いの体制づくりを推進しています。

### 2 避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿の対象者となる要支援者は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者とします。

また、要支援者の範囲については、調布市地域防災計画で次のとおり定めています。

#### 【避難行動要支援者の範囲】 ※再掲

高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋

### 3 避難行動要支援者名簿の作成・提供・活用

#### (1) 庁内関係部署から情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、災害対策基本法に基づき、要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部課で把握している高齢者や障害者等の情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成します。

また、避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりです。

#### 【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別
  - ・ 住所又は居住地 ・ 世帯主名 ・ 電話番号その他連絡先
  - ・ 避難支援等を必要とする事由
  - ・ 避難行動要支援者が避難支援者に申し伝えたい事項
  - ・ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (例:緊急連絡先, 避難支援等関係者の氏名, 住所, 連絡先)

「調布市地域防災計画[本冊](令和 6 年修正)」から抜粋

## (2) 調布市内に居住する要支援者に対し、同意確認を実施

避難支援等関係者に名簿の情報を提供するため、要支援者本人に同意確認を行います。

この同意確認では「支援組織による支援の必要性」、「支援組織への自身の個人情報提供」及び「避難支援等関係者への情報提供」などについて、要支援者の意向を確認します。要支援者は、同意・不同意いずれかの意思表示を行い、署名のうえ、市に返送します。なお、身体状況などにより要支援者本人が同意確認書に記入及び署名することが困難な場合は、本人の家族などが代理で署名します。

また、要支援者から避難支援等関係者に対し、避難支援における留意事項など事前に伝えたい連絡事項についても同意確認書に記載します。

### 災害発生時の情報提供について

災害発生時には、災害対策基本法第49条の11第3項に該当する場合、市は保有している要支援者(不同意者を含む。)に関する情報を安否確認・避難誘導・救助救出・救急援護などの必要に応じて、地域組織や防災関連機関などに開示するものとします。

(災害対策基本法第49条の11第3項)

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

### (3) 避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供

市は、災害の発生に備え、本人の同意が得られた要支援者の情報を取りまとめ、提供用の避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対して事前に提供します。

事前に避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者については、調布市地域防災計画で次の表のとおり定めています。

#### 【事前に名簿を提供する避難支援等関係者】

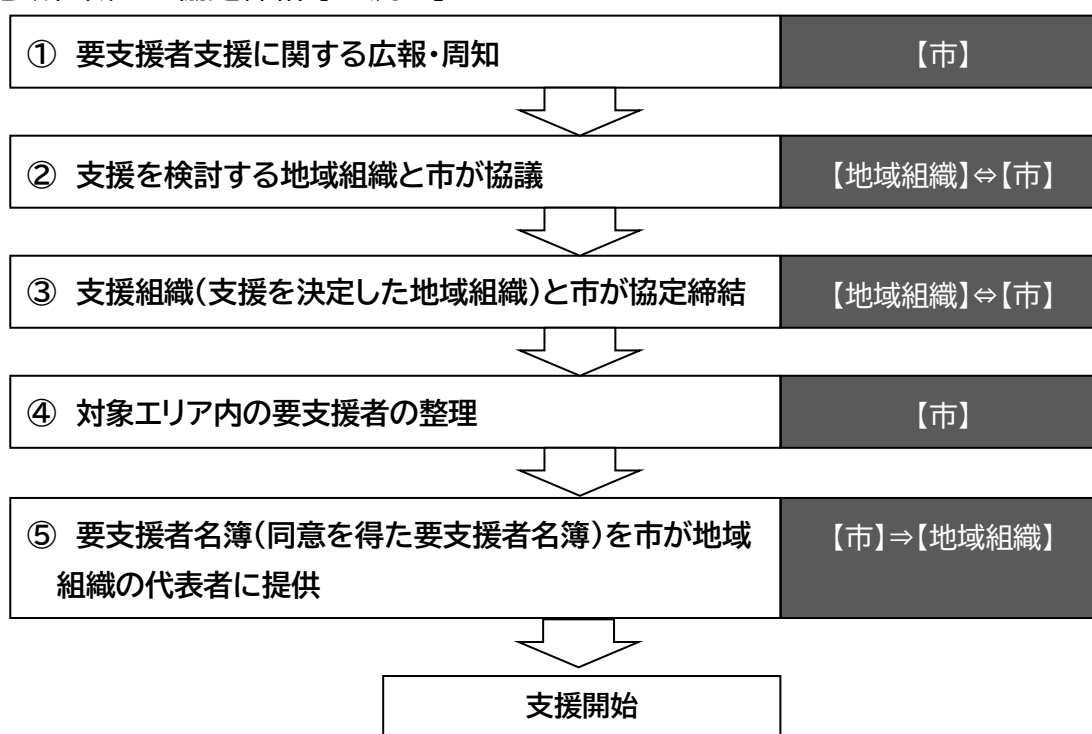
避難支援等関係者	
a	調布警察署
b	調布消防署
c	調布市社会福祉協議会
d	調布市の民生委員・児童委員
e	調布市消防団
f	調布市内の防災市民組織
g	調布市内の自治会・地区協議会・自治会連合協議会・マンション管理組合
h	a から g までに掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める者

「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋

「事前に名簿を提供する避難支援等関係者」のうち、d から g への名簿の提供は、管理・担当・管轄している地域のみとし、f 及び g に提供する名簿に掲載する者の範囲は、市と締結する協定に規定します。

また、地域組織との協定締結等の流れについては、以下のとおりです。

#### 【地域組織との協定締結等の流れ】



#### (4) 避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿の管理と更新

##### ア 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿は避難支援を行ううえで不可欠ですが、市民の個人情報であるため、厳密な管理が求められます。避難支援等関係者に対し、市は個人情報保護に関する説明を行ったうえで、名簿等の個人情報の取扱いなどについても、適正な管理が行われるようにしています。

そのため、市と地域組織において締結する「避難行動要支援者支援に関する協定書」では、避難行動要支援者名簿の個人情報の漏えいを防止するため、適切に管理すること、避難支援事業以外の目的に使用しないこと、複写しないこと、地域組織の外部に提供しないことなどの遵守事項を定めています。

また、地域組織においては、「名簿管理責任者」を定め、「調布市避難行動要支援者名簿管理責任者届」を市に届け出ることとします。名簿管理責任者は、原則として協定を締結する団体の代表者とし、名簿管理責任者に変更があった場合及び名簿管理責任者の住所、氏名などに変更があった場合も、同様に届け出るものとします。

市は、名簿管理責任者に、避難行動要支援者名簿を紙媒体で提供し、名簿管理責任者は、施錠できる書庫などに名簿を保管します。

##### イ 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿について年 1 回を目安に更新します。地域組織は、新しい名簿の提供と引き換えに、古い名簿を市に返還します。

#### (5) 避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿の活用等

##### ア 避難行動要支援者名簿を活用した支援

災害から身を守るためには、平時から一人ひとりが出来る範囲で災害時の備えに取り組むことが重要です。避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿の情報をもとに、平時及び災害時において、地域組織や地域の実情に応じて、要支援者に対する支援の取組を実施します。

平時の取組(例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要支援者や家族等に対する事前の備えの啓発</li><li>・ 要支援者への訪問, 交流</li><li>・ 要支援者と近隣住民や地域等との交流を図る</li></ul>
災害時の取組(例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要支援者への避難情報などの伝達</li><li>・ 要支援者の安否確認</li><li>・ 要支援者に対する避難誘導の実施</li></ul>

※ 地域での支援活動については、「第5章 地域における避難支援体制」も参照

## イ 避難支援等関係者の安全確保

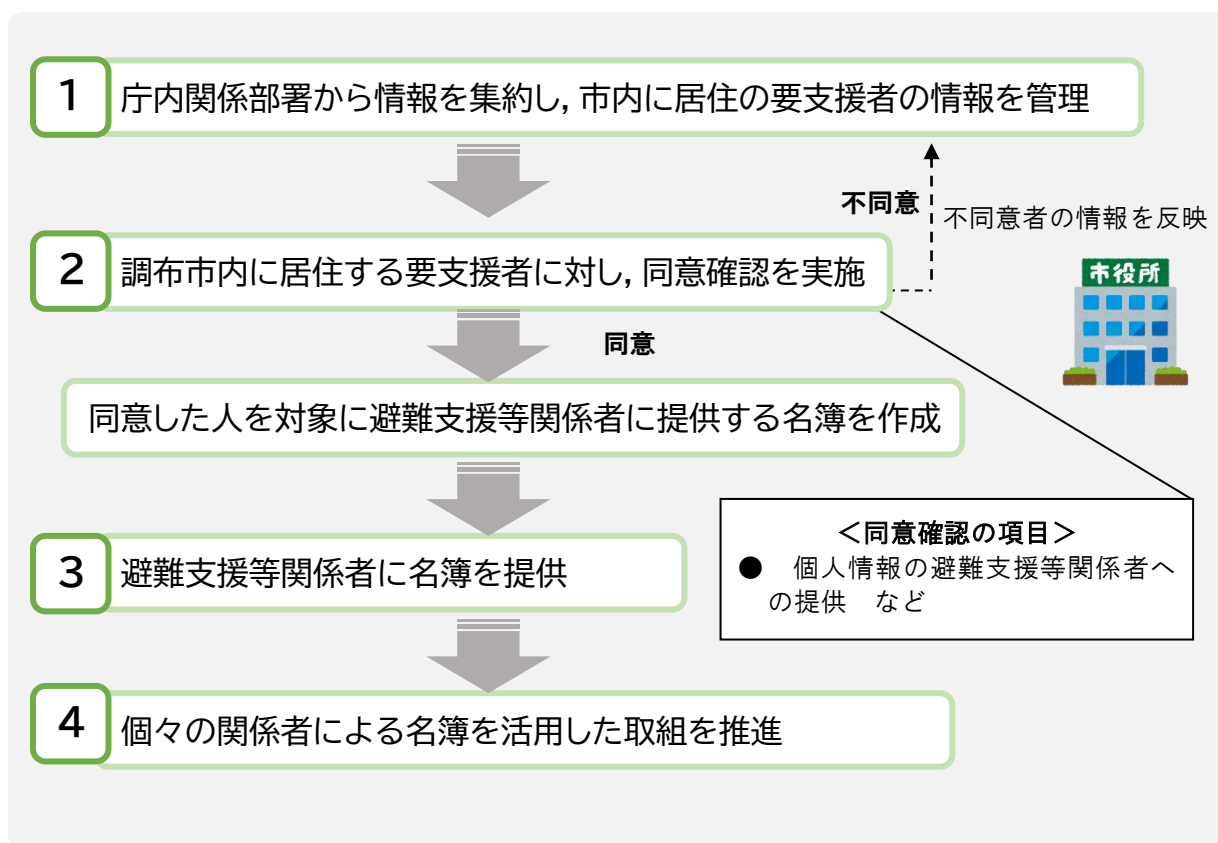
避難支援等関係者による要支援者に対する支援は、避難支援等関係者又はその家族等が生命、身体の安全を確保したうえで、可能な範囲で要支援者に対する支援を行うものとしてします。

また、市は、避難支援等関係者、要支援者等に対して、災害時における支援行動や支援の限界など災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者等は、法的な責任や義務を負うものではなく、助けられない可能性もあることについて周知し、理解を得るよう努めます。

## ウ 避難行動要支援者名簿の活用の範囲

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法及び調布市地域防災計画に基づき作成するものであり、要支援者に対し、避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な事態のみに活用します。

### 【「避難行動要支援者名簿」提供から活用までの流れ】



※ 図表内では、「避難行動要支援者名簿」は「名簿」の略称で表記しています

# 第3章 個別避難計画の作成と活用

## 1 個別避難計画とは

### (1) 個別避難計画の概要

個別避難計画とは、災害に備え、対象者一人ひとりが「どこに」「誰と」「どの様に」避難するかをあらかじめ確認し、記載した計画のことをいいます。

個別避難計画の作成を通して、災害時等に要支援者が迅速かつ円滑に避難できるように備えるとともに、対象者本人やその家族、関係者も含めて災害対応への意識を醸成し、日頃からの共助の仕組みの強化を図ります。

### (2) 個別避難計画作成の背景と意義

東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。

それらの教訓から、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の要支援者について避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

その後、避難行動要支援者名簿の作成は進みましたが、近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となり、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、要支援者一人ひとりに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

### (3) 個別避難計画の扱う範囲

個別避難計画が扱う範囲は、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、「支援者に関する情報」及び「避難先や避難経路に関する情報」等となります。避難した後の生活や被災者の生活支援等については、調布市地域防災計画に記載しており、これに基づき行います。

## 2 個別避難計画の作成対象者

調布市避難行動要支援者名簿に登載されている方が、個別避難計画の作成対象者であり、本人の同意のうえで個別避難計画を作成します。

※ 「調布市避難行動要支援者名簿」については、第 2 章に詳細を記載しています。

### 3 個別避難計画の作成の取組方針

#### (1) 個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲

国取組指針においては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に計画が作成されるよう、市町村が「地域におけるハザードの状況(災害発生時における危険度)」や「当事者の心身の状況等」(情報取得や判断、避難等への支援が必要な程度)等を考慮し、計画作成の優先度が高い方から作成を推進する旨、方針が示されています。

そのため、市は、国取組指針等を踏まえ、要支援者のうち「地域におけるハザードの状況」や「当事者の心身の状況」等を考慮し、以下のア、イ、ウのいずれにも該当する方を計画作成の優先度が高い方と設定し、個別避難計画の作成を推進します。

##### ア 当事者の心身の状況

心身の状況が以下の要件のいずれかに該当する者

高齢者	・ 要介護区分が 4 又は 5 の者
障害者	・ 身体障害者手帳 1 又は 2 級の交付を受けている者 ・ 愛の手帳 1 度又は 2 度の交付を受けている者 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者

##### イ 地域におけるハザードの状況

居住地が以下のいずれかに該当する者

風水害	・ 居住地が市の洪水ハザードマップで「浸水想定区域内」にある ・ 居住地が「土砂災害警戒区域」や「急傾斜地崩壊危険箇所」に該当する ・ 居住地が市の「家屋倒壊等氾濫想定区域」に該当する
-----	--

##### ウ 独居等の居住実態

世帯状況が以下のいずれかに該当する者

独居	・ 単身世帯
同居世帯	・ 75歳以上の高齢者又は「ア 当事者の心身の状況」の要件に該当する者のみで構成されている世帯

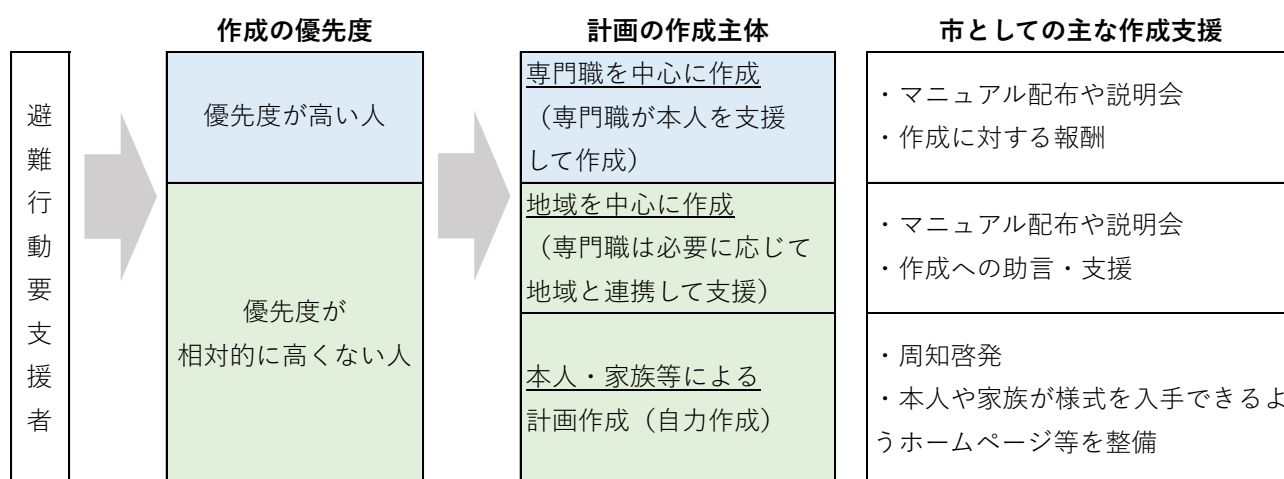


## (2) 個別避難計画作成の推進体制における基本的な考え方

市は、優先度が高い要支援者に対しては、市が主体となり、介護事業者や障害福祉の相談支援事業者等の専門職と連携しながら、個別避難計画の作成を推進します。

また、優先度が相対的に高くない要支援者については、本人やその世帯の状況等を踏まえて、地域の支援によるほか、本人・家族等の自らが、必要に応じて個別避難計画を作成することとします。

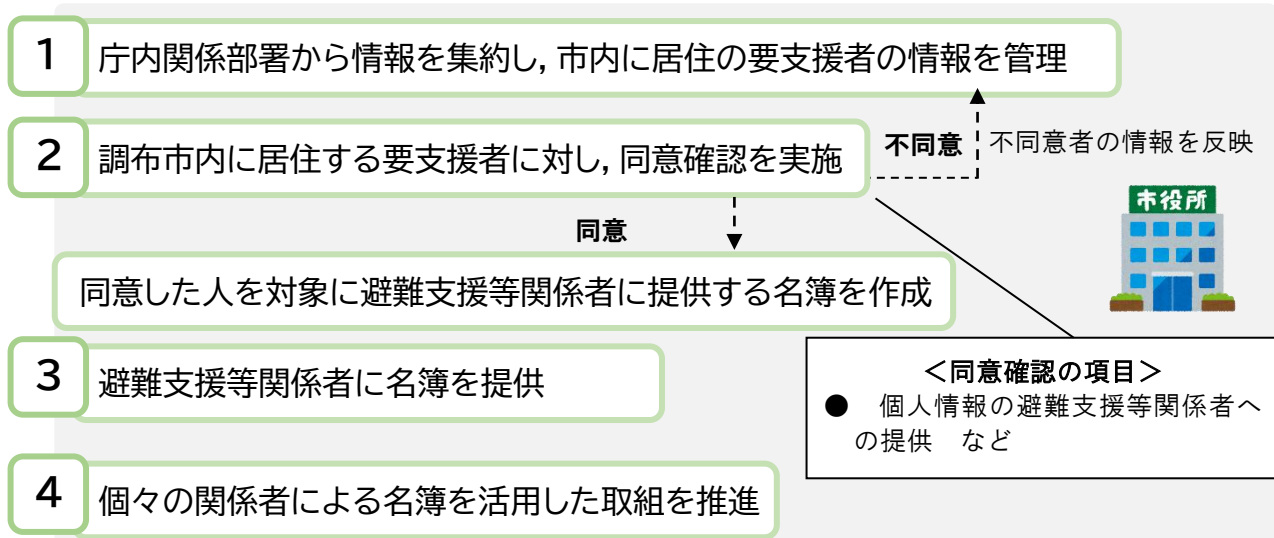
なお、原則として、「優先度が高い要支援者の計画の作成は専門職を中心に行い」、「優先度が相対的に高くない要支援者の計画作成は本人・家族等を中心に行う」ことを想定していますが、優先度が高い要支援者であっても本人や家族等で作成が可能である場合には、当事者を中心に行い、専門職や地域は必要に応じて支援を行うことも想定されます。



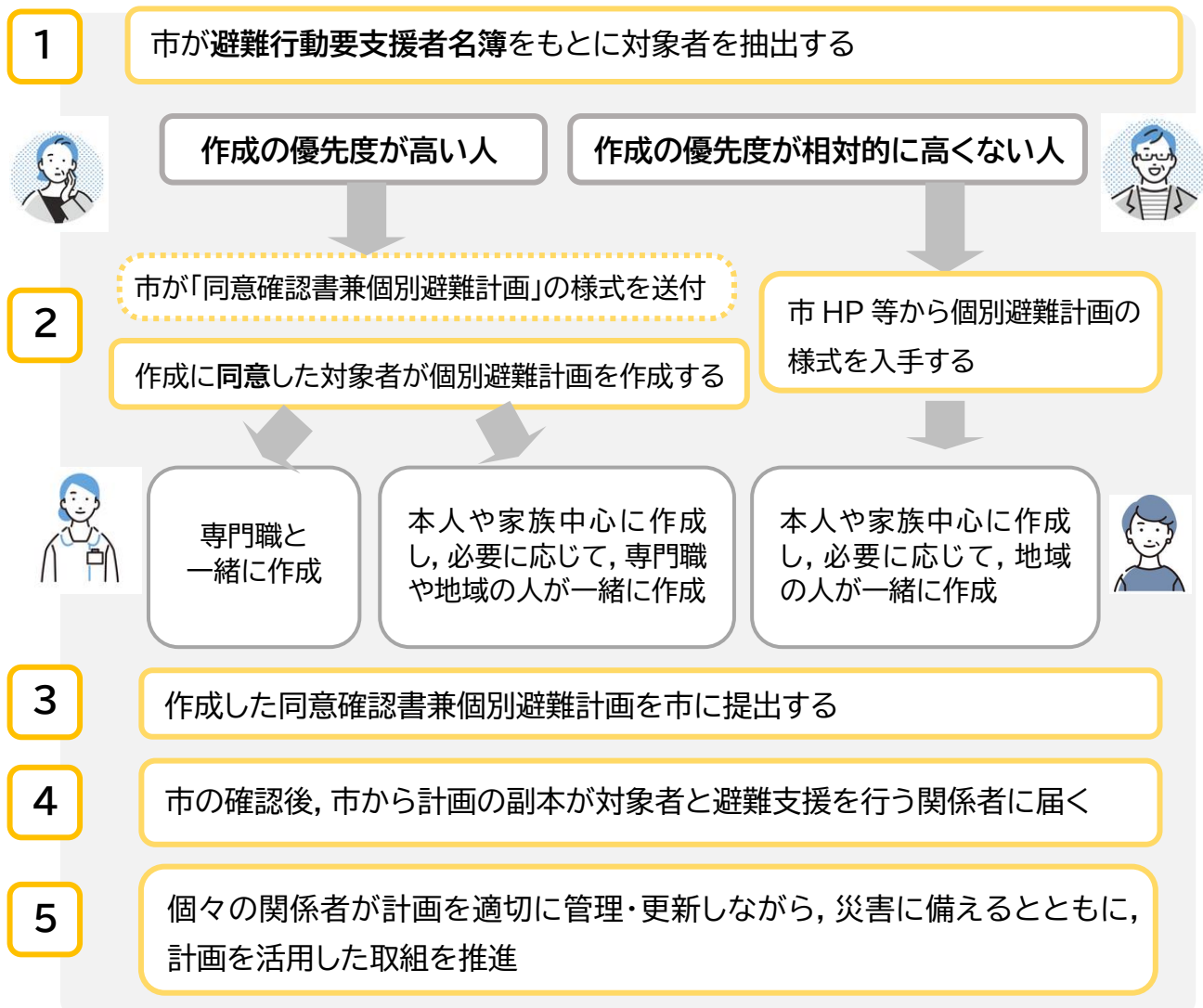
## 4 作成の基本的な流れ

作成の基本的な流れは以下の通りです。

【「避難行動要支援者名簿」提供から活用までの流れ】



【「個別避難計画」の作成の流れ】



**ステップ1** 「同意確認書兼個別避難計画」の送付

市内にひとりで住む高齢者の A さんは、避難行動要支援者名簿に登録されています。市から、A さんを含む個別避難計画作成の対象者に対して同意確認書兼個別避難計画の様式が届きます。



**ステップ2** 個別避難計画の作成

A さん(一人暮らし)は、個別避難計画の作成に同意し、作成することにします。

A さんの場合は、A さんだけの作成が難しいため、市から A さんの担当ケアマネジャーが在籍する事業所に個別避難計画の作成を依頼します。

A さんの担当ケアマネジャーは、A さんの意向や必要な支援・地域との関わりの状況等を確認しながら、A さんの避難支援を行う人を検討し、一緒に作成します。



**ステップ3** 個別避難計画の提出

A さんの担当ケアマネジャーは、完成した個別避難計画を市に提出します。

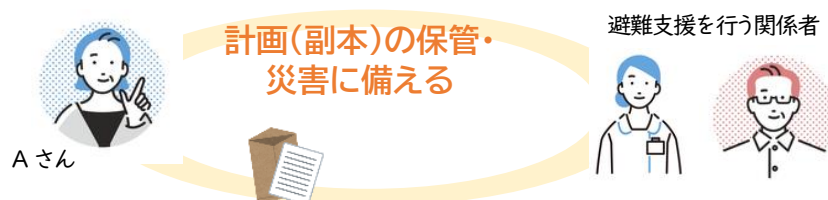
市は内容を確認し、A さんや、A さんの避難支援を行う関係者に個別避難計画の副本を送付します。



**ステップ4** 個別避難計画の保管、活用

作成対象者(本人及びその家族)と避難支援を行う関係者は計画(副本)を保管し、災害に備えます

A さんと(A さんのケアマネジャーを含む)A さんの避難支援を行う関係者は、計画書を手元に保管し、災害時に備えるとともに、計画を活用した取組を推進します。



**ステップ1** 個別避難計画の様式の作成

Bさんと家族(妻)は計画の作成をすることにします。

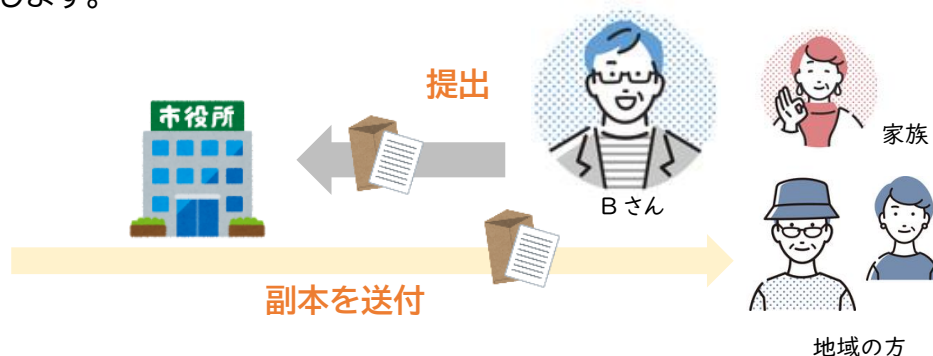
Bさんの場合は、Bさんと家族だけの避難が難しいため、地域の人に相談し、避難支援をお願いしました。

Bさんと家族は、支援をお願いした地域の人と一緒に、必要な支援等を確認しながら計画を作成します。



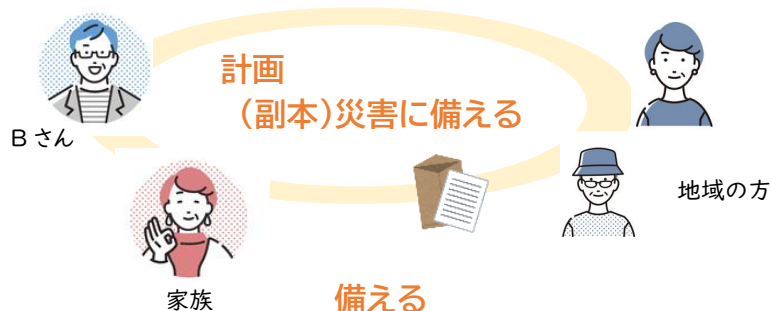
**ステップ2** 個別避難計画の提出

市は内容を確認し、Bさんや、Bさんの避難支援を行う関係者に個別避難計画の副本を送付します。



**ステップ3** 個別避難計画の保管, 活用

Bさんとその家族や、Bさんの避難支援を行う関係者は、計画書を手元に保管し、災害時に備えるとともに、計画を活用した取組を推進します。



## 5 個別避難計画の作成や共有に関わる関係者との連携

### (1) 個別避難計画の作成に関わる関係者との連携

個別避難計画の作成は、原則として本人やその家族等が中心となって、避難を支援する方と一緒に作成します。

また、国取組指針では、作成に支援が必要な場合は、要支援者と普段から関わりのある方、特に福祉専門職の参画が重要としています。

そのため、市は、国取組指針等を踏まえ、個別避難計画を連携して作成する関係者として、次のように想定しています。

#### 【個別避難計画の作成に関わる関係者】

対象者	福祉専門職	地域関係者
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主たる作成支援の関係者 ケアマネジャー(介護支援専門員)</li> <li>○その他連携しうる主な関係者 訪問看護・在宅医療等の関係者 地域包括支援センター 介護サービス事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主たる作成支援の関係者 自治会 防災市民組織 マンション管理組合</li> <li>○その他連携しうる主な関係者 民生委員・児童委員 社会福祉協議会</li> </ul>
障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主たる作成支援の関係者 相談支援専門員</li> <li>○その他連携しうる主な関係者 障害者相談支援事業所 当事者が利用する障害福祉サービス等事業者</li> </ul>	

市としては、様々な場面で上記の様な福祉専門職や地域関係者等の協力が得られるよう、協力関係の構築に努めていきます。

## (2) 個別避難計画の提供を受ける避難を支援する関係者との連携

作成した計画は、市が副本を作成し、本人と個別避難計画に記載された避難支援を行う関係者に対して送付し、共有することで、災害に備えます。

加えて、地域福祉を推進する観点から、避難支援等関係者のうち調布市社会福祉協議会に個別避難計画を提供し、地域の共助の取組を支援します。

また、国取組指針では、個別避難計画の作成について福祉専門職の参画が重要としていることを踏まえて、市は、支援者(避難支援等実施者)においても福祉専門職や福祉事業者などの協力を得ていくことが重要であると考えています。

そのため、様々な場面でこうした専門職等の協力が得られるよう、協力関係の構築に努めていきます。

※ 「避難支援等実施者」とは、個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施するものをいいます。

※ 個別避難計画の管理と更新の詳細は、「7 個別避難計画の管理と更新」参照

## 6 個別避難計画の様式と内容

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記載する必要があります。

### 【個別避難計画の記載事項】

- ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別
- ・ 住所又は居住地 ・ 世帯主名 ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 避難支援等実施者の氏名又は名称, 住所又は居所, 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
- ・ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋

そのため、市は、「調布市個別避難計画」として「資料編」に様式を定めています。様式は主に以下の3つで構成されています。

- ・ 基本事項:本人の基本情報を記入するもの
- ・ 地震の避難計画:大地震に備えるための避難計画
- ・ 風水害の避難計画:大雨や台風等の風水害に備えるための避難計画

## 7 個別避難計画の管理と更新

### (1) 個別避難計画の管理

個別避難計画には、対象者本人の氏名、住所、身体的状況等のほか、家族や避難支援等実施者の大切な個人情報に記載されており、厳重に取り扱う必要があります。

個別避難計画情報の提供を受けた人は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されることから、提供された個人情報を目的外に利用しないことに留意するほか、個別避難計画(副本)の適切な管理や、情報漏えいの防止及び秘密保持について徹底しなければなりません。

#### 取扱いについて留意すべきポイント

個別避難計画の取扱いについて、留意すべき主なポイントは、以下のとおりです。

- ・ 災害時等にすぐに確認できる場所に保管する。  
(ただし、関係者以外が閲覧など出来ないような場所を選ぶ)
- ・ 守秘義務を守り、情報の取扱いに注意し、目的外の使用はしない。
- ・ 不要となった個別避難計画は、市役所(担当課)に返却するか、シュレッダーで裁断処理するなどして適切に破棄する。
- ・ 避難支援等実施者に想定されていた人が、何らかの理由で避難支援等実施者を外れる場合は、速やかに(避難支援の)対象者に申し出る。

### (2) 個別避難計画の更新

市は、個別避難計画に関する情報については、関係部課と連携し、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するよう努めます。

また、当事者の心身の状況の変化などにより、計画内容を見直す必要が生じた場合は、計画の更新を行います。

## 8 個別避難計画を活用した支援

災害から身を守るためには、平時から災害時の備えに取り組むことが重要ですが、避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などは、要支援者一人ひとりの特性に応じて異なります。

個別避難計画の提供を受けた支援者は、計画に記載された情報をもとに、平時及び災害時において、要支援者の心身の状況に応じた支援の取組を実施します。

平時の取組(例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画に記載された避難方法の確認</li><li>・ 災害時の安否確認や避難誘導に関わる関係者間での役割分担や手順の確認</li><li>・ 個別避難計画を活用した訓練</li></ul>
災害時の取組(例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安否確認の実施</li><li>・ 要支援者の状況に応じた情報提供</li><li>・ 避難所までの避難誘導</li></ul>

※ 地域における支援活動については「第5章 地域における避難支援体制」も参照

## 9 個別避難計画と個別支援計画の関係性について

市はこれまで、改定前の避難支援プランにおいて、地域組織と連携して、「個別避難計画」に類する計画として、「個別支援計画」を作成してきました。

そのため、市は、この従来から作成をしてきた「個別支援計画」について、国取組指針※を踏まえて、避難支援プランに基づき、引き続き地域組織と連携しながら、「個別避難計画」として必要な事項を補記するなどして、取組を推進していきます。

※ 国取組指針では、災害対策基本の改正により作成された「個別避難計画」と改正法施行前に作成された「個別避難計画」に類する計画の関係性は、当該「個別避難計画」に類する計画が改正法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り「個別避難計画」とすることとし、内容に不足がある場合には、必要な事項を追記して「個別避難計画」として扱う考え方が示されています。



## 避難行動要支援者名簿・個別避難計画のイメージ

### 調布市

#### 【避難行動要支援者名簿】

市の関係部課で把握している高齢者や障害者等の要支援者情報を集約した名簿

- ・市内の要支援者に情報提供にかかる同意確認を実施し、提供用の名簿を作成する。
- ・名簿は原則1年に一度更新し、避難支援等関係者に提供をする。

#### (個別避難計画の作成)

- ・避難行動要支援者名簿登載者について、市は個別避難計画の作成に努める
- ・優先度が高い要支援者から段階的に作成を推進

#### 【個別避難計画】

要支援者ごとに避難支援等を実施するため、避難先や避難支援等実施者を記入した計画

- ・原本を市で保管し、写しを本人、避難支援を行う関係者に提供する。
- ・要支援者の状況の変化等、必要に応じて計画の見直し、更新を行う。

### 支援者

#### 【避難支援等関係者】

消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、マンション管理組合 等

- ・地域組織や地域の実情に応じて、名簿に記載された要支援者に対する支援の取組(避難訓練、連絡網の作成)を実施し、災害に備え

#### 【個別避難計画作成者】

- ・優先度が高い要支援者の計画作成については、福祉専門職等の参画が重要
- ・優先度が相対的に高くない要支援者についても、本人、家族、地域住民、必要に応じて福祉専門職の協力を得て作成を推進

#### 【避難支援等の実施者】

名簿に記載された避難支援等実施者(福祉専門職や福祉事業者、家族、地域住民 等)

- ・計画に基づき、要支援者の特性や状況に応じて、平常時から避難訓練(避難誘導や安否確認)を実施し、災害に備える。

名簿情報の提供

計画作成を依頼

計画作成後、計画の原本を提供

計画情報の提供

## 第4章 市における避難支援体制

要支援者の支援体制を強化することを目的に、調布市地域防災計画等に基づき、平時から庁内各部や庁外の関連機関との連携・協力を図り、災害時に要支援者の安否確認等の情報共有体制や支援、避難誘導を適切に行うため、以下の体制を整備します。

### 1 庁内体制の整備

#### (1) 要支援者に係る庁内体制の整備

福祉総務課、高齢者支援室(高齢福祉担当)、障害福祉課において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づく要支援者情報を管理・参照するなど、平時から横断的な連携を図りながら情報管理の体制を構築します。

特に、要支援者の支援においては、平時から庁内の関係部署を横断した組織による検討や調整が必要です。このため、「避難行動要支援者検討会」を設置し、平時から要支援者対応への各種調整や意見交換を行います。また、この検討会を通して、要支援者支援に係る事業の進捗状況や課題を庁内関係各課で共有し、国・都の動向や市の防災施策等とあわせ、必要な対応を検討します。

また、災害時に災害対策本部に設置される「災害対策福祉健康部」に、「避難行動要支援者支援班」を設置し、要支援者支援に特化した各種対応を行います。

#### (2) 要支援者情報の共有

災害時に要支援者に対して適切な対応を行うためには、平時からの情報を共有し、状況を把握しておく必要があります。市が把握している要支援者情報の整理とともに、災害時に備えた共有体制の整備を図ります。

#### (3) 関係機関等との連携

災害時は市全体が大きく混乱し、市や消防、地域の組織などが単独で要支援者の対応にあたることは困難であり、それぞれが連携し、力を発揮していくことが必要です。そのため、平時から、災害時に備えた関係機関の連携体制を図ります。

また、地域の組織や福祉関連団体などとの意見交換をとおして、要支援者支援に係る状況や課題を共有し、市内外の先進的な取組等を周知するなど共助の体制の推進を図ります。

## 2 平時からの取組

### (1) 防災知識の普及, 防災訓練の実施

避難支援等関係者となりうる市民, 又は, 要支援者を含む要配慮者及びその家族に対して, パンフレット, 小冊子等を配付するなど, 広報の充実を図るとともに, 地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ, 災害に対する啓発活動に努めます。

### (2) 平時の要支援者に関する情報の把握・共有, 避難誘導體制の整備

要支援者を適切に避難誘導し, 安否確認を行うため, 地域住民, 防災市民組織, 障害者団体等の協力を得ながら, 平時より要支援者に関する情報の把握・共有, 避難誘導體制の整備を図ります。

### (3) 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への提供

庁内関係部署から情報を集約し, 同意確認を行ったうえで避難行動要支援者名簿を作成します。また, 災害の発生に備え, 名簿の情報について, 本人の同意が得られた場合には, 避難支援等関係者に対して, 事前に名簿情報を提供します。

### (4) 個別避難計画の作成推進

避難行動要支援者名簿に掲載する要支援者ごとに, 本人の同意に基づき, 避難支援等を実施するための「個別避難計画」の作成を推進します。推進に当たり, 要支援者本人の状況等をよく把握し, 信頼関係も期待できる福祉等の専門職の参画や避難を支援する者の確保(個人, 自主防災組織, 自治会等)を推進するとともに, 個別避難計画に関する情報の漏えい防止の周知徹底等に取り組みます。

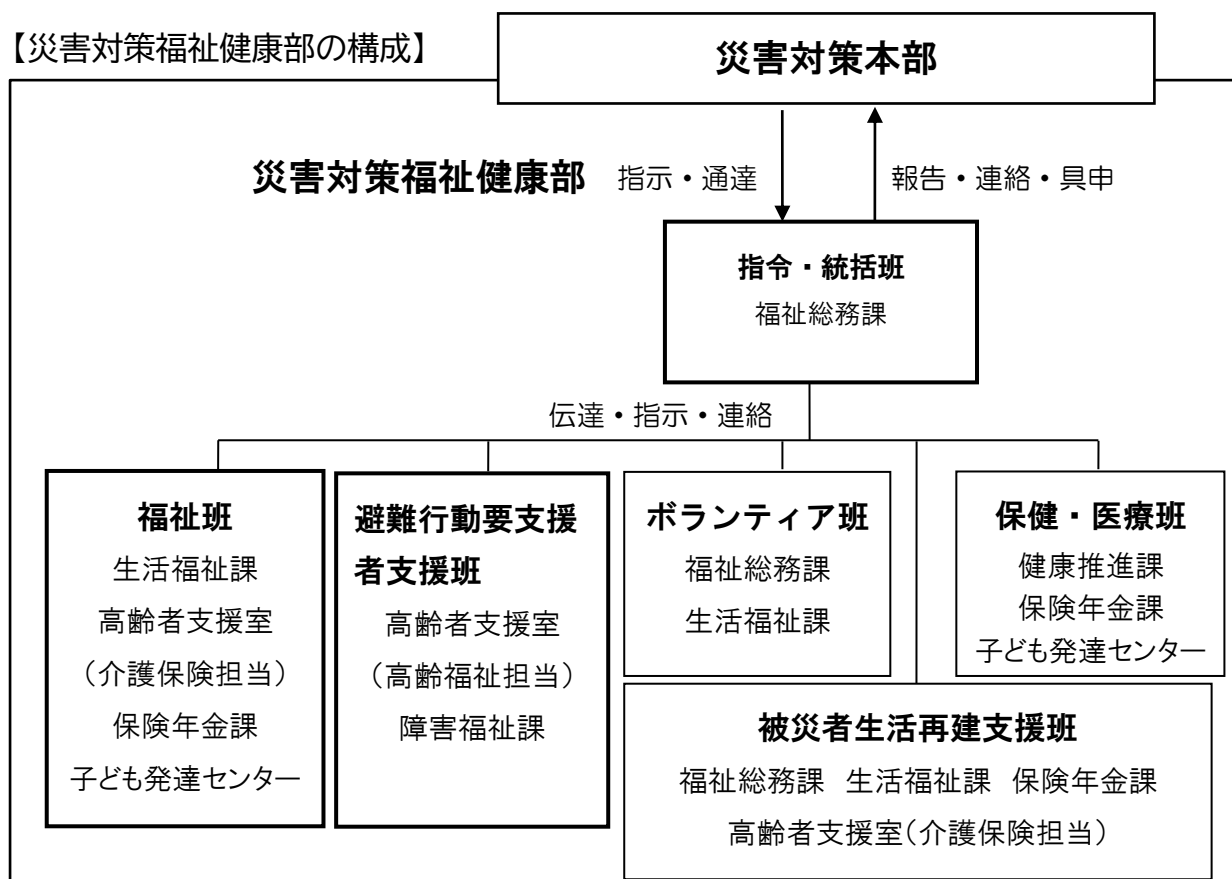
### (5) 避難支援等関係者の安全確保

市は避難支援等関係者及び要支援者に対して, 災害時における支援行動や支援の限界など災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと, また, 避難支援等関係者は, 法的な責任や義務を負うものではなく, 助けられない可能性もあることについて周知し, 理解を得るよう努めます。

### 3 災害時の対応

#### (1) 災害対策福祉健康部における主な要支援者支援の取組

調布市地域防災計画に基づき、災害時には「災害対策福祉健康部」が次のとおり組織され、福祉保健分野の対応を行います。「災害対策福祉健康部」における主な要支援者支援の取組については、次のとおりです。



#### ア 指令・統括班

指令・統括班は、災害対策福祉健康部を統括し、情報収集、報告、指示、命令等に関することを担当します。各班の人員体制の状況や対応の進捗を把握し、災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示、実行調整を行います。

#### イ 避難行動要支援者支援班

避難行動要支援者支援班は、要支援者の避難誘導・安否確認・避難状況の把握及び支援、避難所との連携・情報共有等に関することを担当します。

#### 【避難誘導・安否確認・避難状況の把握及び支援】

避難行動要支援者支援班は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の要支援者情報を参照し、災害時の状況に応じて災害対策本部との連絡を密にし、要支援者の

安否確認、避難状況の把握を順に行います。また、地域の支援組織や関係機関と連携し、情報収集等を行い、迅速に安否確認等を進め、必要な支援につなげていきます。

#### 【避難所との連携・情報共有】

避難行動要支援者支援班は、災害発生後に避難所が開設された場合、福祉班等と連携のうえ、避難所内の要支援者の状況を把握し、必要な対応を指令・統括班に報告します。

また、避難所を通じて寄せられた安否確認情報等を取りまとめ、要支援者への対応を行うとともに、逐次状況を指令・統括班に報告します。

避難所に避難せず、自宅で待機している要支援者(在宅避難者)に対し、必要とする情報の収集・提供等を行います。

### ウ 福祉班

福祉班は、指令・統括班の指示のもとに、福祉避難所の開設及び運営に関することを担当します。

#### 【福祉避難所の開設及び運営】

災害発生時に避難所や自宅での生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦などの要配慮者を受入れるため、耐震、耐火構造を備えた市内の地域福祉センター等を福祉避難所として開設します。

震災発生直後は、小・中学校等の避難所での受入れのほか、福祉避難所においてもできるかぎり同時期の開設に向けて、受入態勢の調整を行うこととします。

風水害時の避難所の指定については、浸水想定区域以外の学校施設及び公共施設等を定めており、福祉避難所としては、総合福祉センター、子ども家庭支援センターすこやか、西部地域福祉センターを指定し、早期に開設します。

受入れの際には、専用の相談窓口の設置や専用スペースを設けるなど、要配慮者に配慮した支援を充実させます。

## (2) 避難のための情報伝達

災害発生から 72 時間(3 日間)は、人命救助の観点からも避難誘導や安否確認などを迅速かつ的確に行う必要があります。そのため、市は、避難指示等や避難場所など安全確保のために必要な情報が、速やかにかつ確実に伝わるよう、要支援者の特性に応じた情報伝達手段に配慮します。

情報伝達手段としては、防災行政無線(同報系)、公式ホームページ、調布市防災安全・安心メール、広報車、ケーブルテレビ、調布FM、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、デジタルサイネージ(電子掲示板)、紙、掲示板、看板等を活用します。

### 避難指示等の一覧

警戒レベル	避難情報等	とるべき避難行動
3	高齢者等避難	避難に時間のかかる 高齢者や障害のある人は、危険な場所から避難します。
4	避難指示	危険な場所から全員避難します。
5	緊急安全確保	すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。ただちに安全を確保する行動(高所避難・近傍の堅固な建物への退避等)を取ります。

## (3) 在宅避難者への応急支援

市は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者と連携し、各種の福祉相談に応じ情報提供を行います。

市は、被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所等と連携し、福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。

市は、在宅福祉サービスの実施が困難な場合には、都に対し、必要な措置を要請します。

市は、在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者の協力により実施します。

# 第5章 地域における避難支援体制

## 1 平時からの取組

要支援者に対する支援は、地域の共助の力が重要となることから、防災市民組織や自治会、民生委員・児童委員等の地域における避難支援等関係者と市が連携し、主に(1)から(5)までに掲げる地域の取組を通じて避難支援体制の構築を推進します。

### (1) 地域内での防災意識の啓発や危険箇所等の点検・整備

#### ア 避難所や避難経路の確認

「調布市洪水ハザードマップ」に洪水時に避難する場所や集合場所が表示されています。普段から居住地区の避難所や集合場所はどこなのか確認します。

#### イ 要配慮者への配慮

普段から地域で水害時の避難所等の確認をとり、話し合います。

#### ウ 天気予報や気象情報の確認

梅雨期や台風シーズンなど、洪水が起こりやすい時期には、テレビ・ラジオ・新聞等の天気予報に注意し、天気の移り変わりに気をつけるよう、地域内で呼びかけます。

#### エ 家庭備蓄と非常持ち出し品の準備

地震の備えを含め、普段から3日分の食糧・水・簡易トイレ等の家庭備蓄品を準備しておくよう、地域内で呼びかけます。

#### オ 地域内の点検・整備

各自の家の周りに吹き飛ばされそうなものがないか、雨戸や雨どいなどは傷んでいないか確認します。

雨水ます・L側溝の上に、車乗り入れブロックなどを置いてはいけません。また、雨水ますの取水口が落ち葉やごみで詰まると道路冠水の原因になります。普段から雨水ますの清掃を行います。

### (2) 地域全体での見守りの推進

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域住民や関係機関・協力団体などによる地域全体での見守りを推進します。

### (3) 避難訓練を通じた支援体制の強化

支援体制の整備が進んだ段階で、要支援者の支援を想定した避難訓練を行います。避難訓練では、個別避難計画等で事前に想定している避難支援方法の実践として、要支援者本人や家族と避難支援等実施者による情報伝達や安否確認、自宅から避難所までの避難誘導などを行います。

特に、災害時に有効な支援を行うためには、災害を想定したうえで実際の動き方をシミュレーションすることや、問題点・課題などを抽出し、対策を講じておくことが重要です。また、訓練前に行う事前の準備(打ち合わせなど)も、支援内容を検証するうえで役立ちます。あわせて、避難訓練を通じて、避難支援者と要支援者が交流し、理解を深めることなども支援体制の強化につながります。

### (4) 避難行動要支援者名簿の提供を受けた地域の体制づくり

避難支援等関係者は、事前に市から避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを進めます。

※ 避難行動要支援者名簿の取組については「第2章 避難行動要支援者名簿の作成と活用」参照

### (5) 個別避難計画における作成の支援・協力

避難支援等関係者に加え、地域の医療、介護、福祉などの職種団体等、様々な関係者が市と連携して個別避難計画の作成に取り組みます。

※ 個別避難計画の取組については「第3章 個別避難計画の作成と活用」参照



## 避難場所(震災時)



### 「一時集合場所」

避難所へ避難する前に、近隣の住民が一時的に集合して安否確認や情報交換・避難の判断、避難する際の集団形成等をする場所をいいます。集合した人々の安全が確保されるスペースを有する地域住民の生活圏と結びついた公園、農地、空地等の空閑地等をいいます。場所の指定に関しては、地域の実情を考慮し、近隣住民・自治会など各々で決めることとします。

### 「広域避難場所」

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいいます。

市内では、都立神代植物公園、多摩川河川敷などが指定されています。

### 「避難所」

大地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校等の公共施設をいいます。市内では、市立小中学校・都立高校が指定されています。

### 「福祉避難所」

避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者のための避難場所をいいます。

### 「一時収容可能施設」

駅周辺に帰宅困難者が滞留した場合、避難所の収容者数が受入可能人数を上回った場合、避難所等への避難路が火災等によって通行不能となった場合等に活用を見込む施設です。

## 避難場所(風水害時)



風水害時の避難所は、地震発生時の避難所とは異なります。

市内を流れる河川の浸水想定地域以外の学校施設及び公共施設を避難所として指定しています。

(「調布市洪水ハザードマップ」において、浸水の可能性がある地域について浸水状況の目安を示しています。)

## 2 災害時の取組

### (1) 要支援者の安否確認, 避難支援

避難支援等関係者は, 要支援者の安否確認や, 避難所への移動等に必要な支援を行います。

その際, 市は, 災害対策基本法第 49 条の 11 及び第 49 条の 15 に基づき, 災害から要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは, その同意の有無に関わらず, 避難支援等の実施に必要な限度で, 避難支援等関係者等に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供します。

### (2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は, 本人又はその家族等が生命, 身体の安全を確保したうえで, 可能な範囲で要支援者に対する支援を行うものとします。

# 第6章 避難支援プランの推進

## 1 推進体制

避難支援プランを推進していくためには、自助、共助、公助におけるそれぞれの主体が連携し、一体となって取り組んでいくことが必要です。

### (1) 自助の取組

災害時に、市民一人ひとりが自分の身を守ることができるよう、平時から準備や心構えをしておきます。

例：個別避難計画の作成、避難経路の確認、災害時安全キットの作成 など

### (2) 共助の取組

日頃から地域における防災体制を構築し、災害時の避難支援に備えます。

例：避難訓練の実施、避難行動要支援者名簿の提供に係る協定の締結、福祉専門職による個別避難計画作成の協力支援 など

### (3) 公助の取組

市役所、消防、警察が連携し、要支援者の情報を共有し、災害を想定した準備を行います。

例：避難行動要支援者名簿の作成・提供、個別避難計画の作成推進 など

## 2 周知・啓発

要支援者の支援に当たっては、要支援者本人、避難支援等関係者、避難支援等実施者が避難支援プランの内容について共通の理解をもつことが重要です。

そのため、市報や市ホームページ等を通じて、避難支援プランの取組を広く市民に周知し、普及啓発に努めます。

## 3 避難支援プランの見直し

今後も社会情勢の変化や気候変動等に伴い、災害対策基本法の改正や、地域防災計画の修正等が見込まれます。

そのため、避難支援プランにおいても適宜見直しを行うことで、関係法令や上位計画との整合を図ります。



(2 ページ目:「基本事項」の記入ページ)

※ **太枠** は必須記入項目です。その他は本人の状況に応じて記入してください。

計画作成日  年  月  日

### 1. 基本事項

フリガナ		年齢	歳	生年	年
氏名		性別		月日	月 日
住所	調布市				
心身の状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳( ) <input type="checkbox"/> 介護認定 ( ) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( )		<input type="checkbox"/> 愛の手帳 ( ) <input type="checkbox"/> 在宅人工呼吸器使用 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
連絡先	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール	住居の種別	<input type="checkbox"/> 一戸建て⇒主に( )階で生活 <input type="checkbox"/> アパート・マンション ⇒( )階建ての( )階に居住		
世帯	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 同居人がいる <input type="checkbox"/> 同居人はいるが、日中は一人である				
緊急時の連絡先(家族等)①	フリガナ		連絡先	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール	
	氏名		<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )		
	住所	<input type="checkbox"/> 同居    ※別居の場合のみ記入 <input type="checkbox"/> 別居 ⇒			
緊急時の連絡先(家族等)②	フリガナ		連絡先	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール	
	氏名		<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )		
	住所	<input type="checkbox"/> 同居    ※別居の場合のみ記入 <input type="checkbox"/> 別居 ⇒			
担当のケアマネジャー・相談支援専門員等	事業所名				
	フリガナ		連絡先	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール	
	担当者名	<input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> 相談支援専門員 <input type="checkbox"/> その他( )			
<b>担当のケアマネジャー・相談支援専門員・かかりつけ医療機関等があれば、記入をお願い致します</b>					
治療中の病気・原疾患		食物アレルギー	無し・有り (内容を下に記入してください)		
通学先・通所先・勤務先	(名称) (所在地) (電話番号)	かかりつけ医療機関	(名称) (所在地) (電話番号)		
使用薬		使っていない薬			
避難時の留意事項	移動に関して				
	<input type="checkbox"/> 自力で移動可能 <input type="checkbox"/> 家族で対応可能 <input type="checkbox"/> 周囲の介助・手助けが必要 要する用具など				
	<input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 杖または歩行器 <input type="checkbox"/> 担架(ストレッチャー) <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 手を引いて移動 <input type="checkbox"/> その他( )				
医療処置等					
<input type="checkbox"/> 吸引器利用(頻度: ) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器利用(1日・夜間のみ) <input type="checkbox"/> 在宅酸素(頻度: ) <input type="checkbox"/> 透析(腹膜・血液)					
(その他留意すべき点がございましたらご記入ください。書ききれない場合、必要に応じて別紙を添付して下さい)					
情報伝達の留意事項	(筆談、認知症の有無など、コミュニケーション時の留意点がありましたらご記入ください)				

**この計画と一緒に、おくり手帳やヘルプカードなど、必要な支援が分かるものを保管しておきましょう**

(3 ページ目:「地震の避難計画」の記入ページ)

**2. 地震の避難計画**

(1)地震の安否確認者  緊急連絡先①と同じ  緊急連絡先②と同じ  ⇒安否確認者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> メール
氏名			( )		
本人との関係	<input type="checkbox"/> 地域の支援者(近隣住民等) <input type="checkbox"/> 同居していない家族・親族 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> 福祉・医療等の専門職 ( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
住所					

(2)地震の安否確認方法  直接見に行く  災害用伝言ダイヤル  災害用伝言板  
 その他 ( )

(3)地震の避難先 ※  自宅(在宅避難) ⇒「3. 風水害の避難計画」へ  
 自宅外 ⇒ 市が開設する避難施設の場合は避難先名称のみ記入

避難先名称	
避難先住所	

※大地震が起きた際、自宅で安全に過ごせるかの判断(例)…以下に当てはまるほど過ごせる可能性が高い  
 ・水や食糧などの備えが十分にある  
 ・自宅が新しい耐震基準で建っている(昭和56年6月1日以降)、または頑丈な造り(鉄筋住宅など)  
 ・近隣に倒壊・火災などが起きやすい建物や崖がない

(4)地震の避難支援等実施者①  緊急連絡先①と同じ  緊急連絡先②と同じ  地震の安否確認者と同じ  ⇒避難支援等実施者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> メール
氏名			( )		
本人との関係	<input type="checkbox"/> 地域の支援者(近隣住民等) <input type="checkbox"/> 同居していない家族・親族 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> 福祉・医療等の専門職 ( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
住所					

地震の避難支援等実施者②  緊急連絡先①と同じ  緊急連絡先②と同じ  地震の安否確認者と同じ  ⇒避難支援等実施者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> メール
氏名			( )		
本人との関係	<input type="checkbox"/> 地域の支援者(近隣住民等) <input type="checkbox"/> 同居していない家族・親族 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> 福祉・医療等の専門職 ( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
住所					

(5)地震の避難時の移動方法・留意点など

移動方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他 ( )
避難経路	
地震避難での留意点	

(4 ページ目:「風水害の避難計画」の記入ページ)

**3. 風水害の避難計画**

- (1)風水害の避難先  自宅(在宅避難) ⇒ 計画作成は終了  
 自宅外 ⇒ 市が開設する避難施設の場合は避難先名称のみ記入

避難先名称	
避難先住所	

※大雨や台風が起きた際、自宅で安全に過ごせるかの判断(例)…以下に当てはまるほど過ごせる可能性が高い  
 ・自宅がハザードマップ上で色が塗られていない。かつ周り比べ土地が低くなく、周りに崖もない  
 ・自宅がハザードマップ上で色が塗られているが、3階建て(以上)で、水や食糧などの備えが十分

- (2)風水害の避難支援等実施者①  緊急連絡先①と同じ  
 緊急連絡先②と同じ  
 地震の安否確認者と同じ  
 地震の避難支援等実施者と同じ } ⇒避難支援等実施者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール
氏名			( )
本人との関係	<input type="checkbox"/> 地域の支援者(近隣住民等) <input type="checkbox"/> 福祉・医療等の専門職 ( )	<input type="checkbox"/> 同居していない家族・親族	<input type="checkbox"/> 友人・知人
住所	<input type="checkbox"/> その他( )		

- 風水害の避難支援等実施者②  緊急連絡先①と同じ  
 緊急連絡先②と同じ  
 地震の安否確認者と同じ  
 地震の避難支援等実施者と同じ } ⇒避難支援等実施者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール
氏名			( )
本人との関係	<input type="checkbox"/> 地域の支援者(近隣住民等) <input type="checkbox"/> 福祉・医療等の専門職 ( )	<input type="checkbox"/> 同居していない家族・親族	<input type="checkbox"/> 友人・知人
住所	<input type="checkbox"/> その他( )		

(3)風水害の避難時の移動方法・留意点など

移動方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 ( )
避難経路	
風水害避難での留意点	